

【諮問書（重要事項の諮問）】

個人情報保護法の改正に伴う（仮称）小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて

1 概要

今まで地方公共団体に直接適用されていなかった個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が、令和3年5月19日に改正され、令和5年4月1日からは全国的な共通ルールとして、地方公共団体に適用されることになりました。

これを受けまして、本市では、現行の小田原市個人情報保護条例を廃止して、新たに（仮称）小田原市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」といいます。）の制定を予定しています。

つきましては、法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて、小田原市個人情報保護運営審議会の意見を聴くものです。

2 法と法施行条例との関係について

地方公共団体は、法が許容する範囲内（＝法に反しない範囲で市民等にとって法より有益な場合等に限る。）において、法施行条例で定めることができる事項があります。その主な事項は、次のとおりです。

(1) 条例で定める必要があるとされている事項

- ア 開示請求に係る手数料
- イ 匿名加工情報の利用に係る手数料

(2) 条例で定めることができるとされている事項

- ア 条例要配慮個人情報
- イ 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成（個人情報取扱事務登録簿）
- ウ 開示決定等の期限
- エ 訂正請求又は利用停止請求における開示決定の前置
- オ 審議会等への諮問

3 法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて

上記2に示した事項に係る基本的な考えについては、資料1「法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて」のとおりです。